

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN) プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

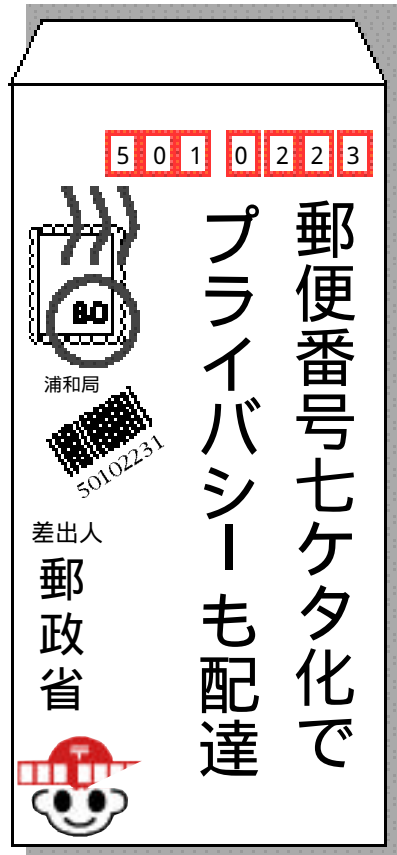
郵

便番号が来年二月から七ケタに変わるという。しかし、「なぜ七ケタにするのか」、「七ケタ化によるサービス向上とは」、「七ケタを実現させるためのシステムとは」などについては、まったく知らされていない。

五月一六日付の朝日新聞は「七ケタ用郵便区分機出火」と報道。記事によると、「自動区分機は、郵便番号や住所の一部を読み取り、その情報をバーコード化して郵便物に印刷し、配達地に別に区分けする」。

「郵政省は、来年二月の郵便番号七ケタ制導入時に合わせ、全国約二百局に、自動区分機を配備する。配達の際に、自動的に仕分けすることが可能で、一機数億円」という。火事の原因は「インク(染料)を瞬時に印刷して乾かすために使うエチルアルコールが漏れ出し、気化して何かに引火したらしい」。

しかし、「四十五歳の総務主任が意識のないまま救急車で運ばれ、顔を十四針も縫う緊急手術をするほどの大けがを負った。死者が出てもおかしくないほどの大事故だった」ことは発表されていない。つまり、「七ケタ化で特需数十億円」とい



う巨大な 郵便番号七ケタ化市場 もささやかれるなか、郵政省はシステム開発の内容や経費について詳細を公表していない。

郵便番号七ケタ化の大きな目的の一つは、郵便物の「自動区分」である。一方で郵政省は、七ケタ化について、「郵便料金の値上げはしない」、「大量発送の郵便物はさらに割引のサービス」、「十年間で八〇〇〇人分の人件費削減効果」と、効用を説明。しかし、個人利用者には、肝心の「サービ

ス向上」の内容もわからない。

もっと重要なことは、七ケタ化の基礎となる「配達総合情報システム」の内容が、いつまで公開されていない点だ。

このシステムは、配達員が毎日の配達の道順の組立を入力するもの。ただし、単なる「道案内のシステム」ではない。配達順を決めるデータとして、各配達先の「氏名、住所、同居人、電話番号、在宅時間」までが入力されている。住民基本台帳以上に、

主な記事

- ・自治省、「総背番号法試案」を発表
- ・河村法案、衆議院提出
- ・日弁連自治省構想の検討開始
- ・サラリーマンのプライバシー筒抜け
- ・緊急シンポ「国民総背番号制」報告

各家庭のプライバシーを把握できる内容となっている。しかも、データ入力、各局の配達担当者のみならず、外部の業者にも委託しているという。

さらに、このシステムは、「郵便配達業務の省力化・合理化」を目的としているにもかかわらず、このシステムの基礎となる「地図情報データベース」、「住所・氏名データベース」は、「公共機関が構築した社会的インフラとして、広く活用されることが期待されている」。すなわち、当初から、他の官民の機関での利用やデータの目的外利用が計画されている。つまり、「プライバシー感覚0」のシステムである。

「郵便番号七ケタ化」構想は、「電話番号表示サービス」に続く、郵政省のあらたな「個人のプライバシー侵害インフラ」として動き出そうとしている。

郵政省は、国民に対してこのシステムのあらゆる情報を公開し、導入の是非、プライバシー保護の問題について、十分な論議を保障すべきである。

PIJ 常任運営委員 白石 孝

自治省、『総背番号法試案』

を発表

二〇〇〇（平成十二）年一月稼働？

（『住民基本台帳法の一部改正試案』）

《秋の臨時国会に法改正提案か》

去

る六月十八日、自治省は、「法案作成に向けてさらに幅広く意見を聴く」と称して、『総背番号法試案』（『住民基本台帳法の一部改正試案』）を、マスコミなどに発表した。

この「試案」の基礎となっているのは、「住民記録システムのネットワークの構築等に関する（私的）研究会最終報告」（九六年三月）である。

「住民基本台帳コード」が「住民票コード」に名称が変わったものの、全国民に住民基本台帳を基礎に背番号をつける、その番号と、氏名などの基本情報を国などの行政機関に情報提供 する、全国共通仕様の住民基本台帳カード（ID）（国民登録証）カード）を発行するなど、国民管理のインフラを提供する危険な内容は、そのままである。

結局、この「住民基本台帳法改正試案」の真の目的は、「住民票コードや氏名等の情報」を国の行政機関に提供し、「国家が個人情報を一元管理する」ためのインフラを提供することにあり、といわざるを得ない。

また、コードを取り扱う機関に「本人確認情報（住民票コード、氏名など）の漏出を防止する措置」を講ずることを求めているも、具体的な安全策は明示されていないなど、個人情報保護の措置は、おざりのまま。「法令上権限のない者の住民票コードの利用」は、禁止ではなく、「規制する」だけ。

また、事実、コードやカードの民間利用については、岐阜県など自治省に忠実な手足となる自治体を「ダミ」に使用して、すでに実験に入っているではないか。個人情報たれ流しになることは目に見えているのではない。民間利用について、禁止するつもりもないのか。

つぎに、今回の試案では、これまで言ってきた、コードの納税者番号としての利用について意図的にふれないようにしている。

導入後に、なし崩し的に拡大利用すればよいということであるが、狡猾ではないか。民間部門にも適用あるプライバシー保護法の展望もない状況

で、危険そのものと言える。

さらに、以前は、データ照合は禁止すると言っていたではないか。ところが今回の試案からは消えている。それではデータ照合規制法の展望が出てきたということなのか？

その展望がないままコードの汎用を認めれば、プライバシー問題を引き起こすことは必然だ。

以上のように、一覽しただけでも、試案に盛られたプライバシー保護措置はまったく話にならない。プライバシー・ゼロ社会構想そのものだ。

自治省は、現在の「住民基本台帳制度」が、個人のプライバシーを侵害する「合法的手段」と化している事態を是正することなく、住民票コード（国民背番号）を、「21世紀の高度情報化社会の基礎的インフラ」として、すべての行政機関に（法律で決めさえすれば金融機関などのあらゆる民間部門にも）使わせることを構想している。

自治省は早ければ、この試案をもとに住民基本台帳法改正案を、今秋の臨時国会に提案したいとしている。

PIJは、住民票コード（国民総背番号）制度の法案化阻止をめざして、徹底的に自治省とたたかう。

いよいよ正念場を迎えた、「国民総背番号制」導入阻止に向けて、全会

自治省 総背番号法試案 を発表

員のいっそうのお力添えをお願いしたい。

PIJ代表 石村耕治

住民基本台帳法の
一部改正試案（自治省）

1 趣旨

高度情報化社会に対応して、住民基本台帳事務の簡素効率化、さらには、国、地方公共団体を通じた行政の効率化、合理化を図り、もって行政手続における住民の負担軽減、住民サービスの高度化等により住民の利便を増進するため、住民基本台帳に記載された本人を確認するための情報を市町村を越えて全国共通に効果よく利用できる情報システムを構築する必要がある。

このため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを追加し、電気通信回線に接続された電子計算機の利用による市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理、国の行政機関等への本人確認情報の提供等を行うための体制を整備する

自治省 総背番号法試案 を発表

とともに、これに関する本人確認情報の保護措置を講ずる。

2 住民票コード

(1) 市町村が住民票に「住民票コード」を記載する。

(2) 転入者については、前住所地における住民票コードを記載し、全市町村を通じて初めて住民票を作成する場合には、市町村の使用できる住民票コードから重複しないように記載する。後者の場合には、本人に通知する。

(3) 市町村の使用できる住民票コードは、事前に都道府県が相互に調整をして、相互に重複しないものを割り当てる。

(4) 正当な理由のある場合には、市町村に対し住民票コードの変更を請求できる。

(5) 住民票コードの記載は、閲覧・写しの交付の際には省略する（ただし、本人及び同一世帯員への写しの交付は可）。

3 住民基本台帳事務の簡素化、効率化

(1) 自己又は同一世帯員の住民票の写し（戸籍の表示等一定の記載事項は省略）については、住民基本台帳カードを提

示して、又は他の一定の方法により住所地以外の市町村に交付請求できる。

(2) 住民基本台帳カードを添えることで転出証明書が不要となる転入届の特例により、郵便によりあらかじめ転出届を出せば、窓口に出向く通常の転出届は不要となる。

4 都道府県の事務等

(1) 市町村は、氏名、住所、生年月日、性別又は住民票コードについて住民票の記載等（記載、記載の修正又は削除）を行った場合には、電気通信回線により本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別及び住民票コード並びにその記載等に関する付随情報）を都道府県に通知する。

(2) 都道府県は、通知を受けた情報を磁気ディスクに記載する。

(3) 都道府県は、法律に規定する者の求めに応じて、法律に規定する事務の遂行のために本人確認情報を提供する。

(4) 都道府県は、他の都道府県における本人確認情報に係る事務処理や市町村における住民基本台帳に係る事務処理に關し、「記録の正確性確保等のため他の都道府県や市町村の求めに応じて本人確認情報を提供する。」

(5) 都道府県は、市町村相互間の連絡調整を行うほか、法律で規定する関係事務を行う。

5 指定情報処理機関

(1) 都道府県は、自治大臣が法律で定める基準により指定する者（指定情報処理機関）に、市町村への住民票コードの割当て（2(3)）や法律に規定する者への情報提供（4(3)）、他の都道府県等への情報提供（4(4)）等の事務を委任することができる。

(2) 都道府県は、4(1)により通知を受けた情報を、電気通信回線により指定情報処理機関に通知する。

(3) 指定情報処理機関は、通知を受けた情報を磁気ディスクに記載し、委任を受けた事務を処理する。

6 本人確認情報の保護措置

(1) 市町村・都道府県・指定情報処理機関は、電子計算機処理に際し、本人確認情報の漏出等を防止するために必要な安全確保措置を講じなければならない。

(2) 都道府県・指定情報処理機関は、4(3)、(4)等法律で規定する場合以外は本人確認情報を利用提供することができない。ただし、都道府県は、

都道府県条例で定めた目的に利用する場合など法律で規定する場合には利用できる。

(3) 本人確認情報の提供を受けた者は、その情報を目的外に利用してはならず、情報の漏出等を防止するために必要な安全確保措置を講じなければならぬ。

(4) 市町村・都道府県・指定情報処理機関の関係職員等は、関係職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 何人も、都道府県・指定情報処理機関に対し、自己の本人確認情報について開示を請求することができ、開示を受けた者から訂正等の申し出があったときは、調査を行いその結果を通知する。

(6) 市町村・都道府県・指定情報処理機関は、本人確認情報に関する事務の処理に関する苦情の適切な処理に努めなければならない。

(7) 何人も、みだりに、同一世帯員以外の者に住民票コードの告知を求めてはならないこととするなど、法令上権限のない者の住民票コードの利用を規制する。

7 住民基本台帳カード

(1) 住民基本台帳に記録されている者

は、市町村に対し、氏名、住民票コード等を記録した住民基本台帳カードの交付を求めることができる。

(2) 市町村は、市町村の条例の定めるところにより、住民基本台帳カードをその条例の目的のために利用することができる。

8 罰則

関係職員等の守秘義務違反に対し罰則を課すほか所要の罰則を課す。

試案の考え方

試案と同時に

自治省が発表した説明資料

(枠内はPIJのコメント)

1 二十一世紀の高度情報化社会における公的部門の基礎的インフラ

・市町村や都道府県の区域を越えた全国単位での本人確認を行うとともに、他の行政機関等への明確な法的根拠に基づき本人確認情報を提供することを可能とするシステムは、今後、高度情報化の成果を活用して行政の情報化を進め、国・地方を通じ

た行政の簡素効率化とともに住民サービスの向上を図るために不可欠な前提となる。

・住民の居住関係を公証するために重要な役割を果たしている住民基本台帳制度を基礎としてこのシステムを構築することが、新たに別のシステムを構築したり、個々の行政分野ごとに構築するよりも、情報の正確性や導入コストの面から最適な方策であると考える(個々の市町村では、人口比で九八・九%が住民基本台帳を電算化済み)。

・つまり、日本中どこにいても、役人には、「この男(女)がどこの誰か」がすぐにわかるシステムを作ろうということ。

・現在の「住民基本台帳制度」が、本人とその関係者に公開することを前提にしていながら、実際は、名簿業者や通販会社・教育産業などによる個人のプライバシーの「商業利用」に「重要な役割を果たしている」ことには、ほかおむり。「住民票コード」の導入が、個人のプライバシーを「商業利用」するものへの「サービスの向上を図るために不可欠な前提となる」とは目に見えている。

2 国の一元管理でなく、

市町村(都道府県の連携システム

市町村が住民基本台帳を管理する現行制度を前提としつつ、市町村を越えるネットワークの部分は、都道府県が運営することとする(全国センター機能を果たす指定情報処理機関も都道府県から委任された事務を行うこと的位置付け)。

・全国センターがありさえすれば、いつでも一元管理への移行は可能、と役人は考えている。

3 都道府県・指定情報処理機関の保有情報を限定

都道府県・指定情報処理機関の保有情報は、氏名、出生年月日、男女の別、住所及び住民票コード並びにこれらの情報の変更を確認するために最低限必要な情報に限定する。

・法改正すれば、いつでも、保有情報の範囲を拡大することはでき、と役人は考えている。

4 住民票コード

全国共通の制度とするために、住民票の本人確認情報へのアクセスコ

自治省 総背番号法試案 を発表

も万全の保護措置を講ずる。

ードとして必要なものであるが、コードそのものからは具体的な情報が判明しないように乱数群からランダムに設定するような方策を講ずる予定であり、閲覧は禁止、写しは本人又は同一世帯員にしか認めないこととするほか、ネットワークシステムに係る個人情報保護措置の徹底により必要な保護を図る。

・コードから何もわからなくとも、コードさえわかれば、なんでもわかるということが、役人にはわかっていない。

5 情報利用の限定

国の行政機関等での利用は、法令で利用機関及び利用目的を限定するよう法律で明記する。

・法令さえ留意すれば、国の全機関が、あらゆる目的に住民票コードを使用することになる。そのときも、「限定」されているというのであろうか。

6 個人情報保護措置の徹底

OECD八原則等を踏まえた保護措置に関する規定を整備し、技術上

OECD八原則は、全国民共通の住民票コードのような背番号システムの存在を前提にした個人情報保護措置ではない。しかも、このコードは他人に告知するもの。外部への漏出をいくらか厳重に規制しても意味がない。

7 住民の申請による 住民基本台帳カードの利用

・住民がネットワークシステムを利用してより高度な行政サービスを受けることができるようになるため、本人の申請により、市町村が全国共通様式のカードを交付する。

・法律の趣旨を踏まえ確実な保護措置を講ずることのできるICカードを採用することを予定している。
・申請手続きの簡素化、窓口の効率化に活用するとともに、記憶領域の市町村での独自活用によりさまざまな行政サービスへの活用が可能となる。

・カードの「窓口事務への活用」は大問題。カード取得者と非取得者が差別される恐れを否定できない。カード取得が「本人の申請」

から、事実上の強制へ、そして全国民必携の「国民皆登録証」に。

8 システムの活用

このシステムは、様々な行政分野で行政手続きの簡素化等に活用されることにより、その効用を増していくものと考えられるが、可能性のあるものとして次のようなものが考えられる。

・たしか、このコードの利用分野は限定するはずだが、いったいどこまで活用分野を広げるつもりなのか。コードの導入で自治省が他の行政機関の指導的地位につく、これが役人の本音。

1 住民基本台帳事務への活用

転入手続の簡素効率化
引越の際に役所の窓口に向くのは、転入届の1回で済むよう転入転出手続の簡素効率化を図る。
住民票の写しの広域交付
自己又は同一世帯員の者に限定するなど個人情報保護に配慮した措置を講じつつ、どこの市町村でも一定の住民票の写しをとることができるようにする。
災害時等における住民基本台帳

電算システムの補完

災害時等、なんらかの原因により市町村の住民基本台帳電算システムそのものが稼働しなくなった場合に、都道府県等の保有する本人確認情報により一定のバックアップが可能となる。

・めったにない引越後の届出が「便利」になったり、「どこでも住民票がとれる」ことが、21世紀の高度な行政サービス？
・住民基本台帳電算システムの補完などは、「住民票コード」システムがなくとも、いまでも可能のはず。

2 他の行政機関等における 本人確認事務等への利用

住民サービスの向上、行政の簡素効率化につながる次のような活用について関係方面と調整中。
行政機関等における
本人確認事務の効率化
・災害時・緊急時等
コードの申告やカードの提示により早期に安否確認をすることが可能となるとともに、都道府県等による迅速かつきめ細やかな救助支援対応に資する可能性がある。

・災害時に必要なのは「本人確認事務」ではなく、一刻もはやい救助と手当のほすだが。

・選挙

選挙人名簿の電算化を前提に、このシステムを使った本人確認を応用して投票場所の拡大、他市町村における場合を含め不在者投票の機会や場所の拡大につながる可能性がある。さらに、将来的には電子投票の基礎にもなりうる。

・旅券

旅券の記載事項の訂正事務等で住所の確認を行うことができるようになる。

行政手続における住民票

の写し等の添付の省略等

各種の免許の申請・変更、各種給付の申請、公的年金等の受給者に係る現況確認事務など。

・住民票省略でも、窓口に並ぶのは市民、便利になるのは、役人。

3 市町村等での活用

市町村が連携することによりスポーツ施設等公共施設の利用や図書館の貸し出し等について利用の予約等広域の利用を行う際の本人確認に活用できる。また、介護保

険制度の導入に当たって、その効果的かつ円滑な運営に資するような活用の可能性などについて関係方面と調整中である。

・コードだけで本人確認？写真がないとダメ。だから写真付きの住民基本台帳カードが、全国民必携の「国民登録証」になってしまふ。

9 コスト

三三三三市町村及び四十七都道府県を結ぶネットワークシステム全体で、導入までの準備経費として約四百億円、導入後の運営経費（ハード、ソフトのリース料が中心）毎年約二百億円を要するものと見込まれる。

10 スケジュール

法律成立後、三年以内（平成十二年一月）にシステムの基本的部分は稼働させるべく準備を進める。

R

自

自治省は、かなり以前から水面下で、IDカードの実験を自治体ですすめていた。レポーターの齊藤氏は、その実態をジャーナリストの眼で追っている。

齊藤氏は、自治省が世論を気にして言葉をにごしてきた背番号コードとカードを、岐阜県の梶原知事（元建設省）と森元副知事（元自治省）のコンビが、民間利用にまで踏み込んで利用する計画を進めている実態を、この計画に群がるNTTなどの企業群の動きも含めて生々しくレポートしている。

《直撃レポート紹介》

齊藤貴男・著

動き出した 総背番号制

役人たちの陰謀 巨大個人情報データベースの恐怖

雑誌『Views（ヴューズ）』8月号

読みすすむうちに、岐阜県の「梶原構想」は、プライバシーの構想であり、まったくの住民不在であることが鮮明に見えてくる。

PIJは、以前から「梶原構想」の危険性について、同県の青法協

の弁護士、全青司の司法書士、青税の税理士などに、注意を払うよう喚起してきたが、これらの方々や同県の弁護士会は、いまだに沈黙したまま。齊藤氏のレポートは、彼ら、沈黙する岐阜県の法律専門職の方々に、是非一読して欲しい。齊藤氏はまた、自治省構想推進派の自民党議員などのインタビュで、どう

いった人物が「プライバシー社会構想」をすすめてきたか、を教えてください。

同じ岐阜県で、産廃処分場問題に反対する御嵩町の

住民は町長とともに、絶対賛成派の知事にNOを突きつけた。「梶原構想」や自治省構想の「被害」は、産廃問題のように、すぐに見えてこない。しかし、次の世代に巨大な負の遺産を遺さないためにも、今、一人ひとりの自己責任が問われている、それを教えてくれるレポートである。

《新しい市民立法案の紹介》

電話発信者個人情報保護法案

(河村法案)、ついに衆議院提出

コーラーID対策市民立法、大きく前進

PIJコーラーID対策プロジェクトチーム

去る(九七年)五月六日、電話をかけてきた人(発信者)のプライバシー保護を目的とした法案が衆議院に提出された。この法案は、新進党の「議員立法研究会」を主宰する河村たかし衆議院議員が中心となり、PIJが協力し、まとめあげた市民立法だ(経過については、CNNニュース9号参照)。新進党と太陽党との共同で提出された。

河村法案は、NTTが一月に試験開始した発信者の電話番号を電話機などに表示する「発信者電話番号通知(コーラーID)サービス」対策をねらいとしたもの。

具体的には、「発信者情報通知役務における発信者の個人情報保護に関する法律案」(「電話発信者個人情報保護法案」)と、「電気通信事業法の一部を改正する法律案」(「電気通信事業法改正案」)の二つからなる。

河村法案提出の意味

NTTの番号通知サービスについては、試行前から発信者のプライバシーへの悪影響が懸念され、各界から厳正な保護対策を望む声が相次いだ。というのも、このサービスが本格導入となれば、携帯電話やPHS二千万を含む約八千万加入電話番号が、サービスを受けた着信者への表示対象となるからだ。

又、このサービスを受けるには、月々別途料金を払うとともに、新たに電話機を購入しなければならない。したがって、一般加入者でこのサービスを利用する人は、迷惑電話に悩まされているケースなどに限られるはずだ。利用の大半は、企業や団体になることは明らかだ。

悪質な企業や団体がこのサービスを利用し、消費者のかけた電話番号情報を濫用したり、たれ流しにする

第四百四十回国会 衆議院公報 第七十三号 平成九年五月六日

議案

議案提出 今六日議員から提出した議案は次のとおりである。
発信者情報通知役務の利用における発信者の個人情報の保護に関する法律案(河村たかし君外三名提出)
電気通信事業法の一部を改正する法律案(河村たかし君外三名提出)

委員会

明七日次のとおり開会する。

内閣委員会 午前十時 第十二委員会

会議に付する案件
市民公益活動を行う団体に対する法人格の付与等に関する法律案(河村たかし君外四名提出、第三百三十九回国会衆法第四号)

大蔵委員会 午前九時二十分 第十六委員会

会議に付する案件
法人税法等の一部を改正する法律案(河村たかし君外四名提出、第三百三十九回国会衆法第八号)

おそれがある。

郵政省も、そのおそれを感じ取り早急に対策案をねった。そしてガイドラインを制定した。しかし、法的拘束力のないガイドラインでは、悪徳業者などから消費者の電話番号情報を守ることは至難のわざ。やはり、きちんと法律で護る必要があるとい

うことで、今回、衆議院へ河村法案が提出にいたったわけである。

今回の河村法案は、初のPIJ提案の議員立法である。政策提言型NPO・NGOを標ぼうするPIJの今後の活動の試金石となるものといえる。同時に、わが国での政策提言型NPO・NGOのあり方を考

える上でも、河村法案の衆議院提出の意味は大きい。

河村議員は、NPO法案の議員立法の先駆的な提唱者としても知られている。同議員の市民にねざした活動の今後に期待したい。

一方、政党とくに市民が主役とか、国民が主人公をうたい文句とするところは、今回の河村法案の衆議院提出、市民団体のインパクトなどを真摯に受けとめてほしいところだ。PIJは、市民立法のためには、どの政党とも分け隔てなく協力していくつもりである。

いずれにしろ、河村法案の国会内での取扱いを注意深く見守りたい。

河村法案の骨子

河村法案は、「電話発信者個人情報保護法案」と「電気通信事業法改正案」の二つからなる。各々の骨子は、次のとおりである。

(1) 電話発信者個人情報保護法案

この法律は、番号通知サービス事業者が利用して集めた発信者である消費者等の個人情報、およびこれに結合して蓄積される個人情報の保護をねらいとしたものである。

郵政省のガイドラインでは、規制の対象を、会社や商店など事業用サ

ービス利用者に絞っている。これに対し、この法律では、電気通信事業者（NTT）にも広げている（一条）のが特徴だ。

事業用サービス利用者の責務については、郵政省ガイドラインと軌を一にする規定が多い。「発信者個人情報の記録の制限」（三条）、「発信者個人情報」の記録の通知等（四条）、「発信者個人情報の記録を行う電話番号の周知」（五条）、「発信者個人情報の周知」（五条）、「発信者個人情報の利用及び提供の制限」（六条）、「不当な差別的取扱いの禁止」（七条）、「記録情報の安全確保等」（八条）、「記録情報の開示」（九条）、「記録情報の訂正等」（一〇条）、「外部委託」（十三条）がそつである。

しかし、記録情報の目的に沿い保存期間を定め、期間経過後は速やかに削除に努めるように求める規定（八条三項）、「発信者個人情報管理責任者」（十一条）を置く規定、「発信者個人情報管理従事者の責務」（十二条）に関する規定など、独自の規定もめだつ。

一方、サービス提供者である電気通信事業者（NTT）に対しては、次のような責務を課している（十四条）。

サービス提供にあたり、その趣旨及び内容の周知をはかること、苦情を適切かつ迅速に処理するに必要

な態勢の整備等に努めること、発信者個人情報の不正な取扱いをした事業用サービス利用者に対し、サービス提供を制限するなどによって、適正利用に配慮すること。

さらに、この法律の附則三条（検討）では、政府に対し、この法律の施行後三年をめどに、苦情処理機関や罰則の必要性を含む、個人情報保護制度全般についての検討、必要な措置を講じるように求めている。

(2) 電気通信事業法改正案

現行の電気通信事業法（一九八四年法律八六号）は、「通信の秘密」を侵してはならないと規定する（四条一項）。すでに指摘したように、一般に、この「通信の秘密」には、通話内容に加え、通話当事者の電話番号、氏名、住所、通話時間など、通話関連要素も含まれると解されている。

しかし近年、一部に、「通信の秘密」を通話内容に限定して保護しようという考えが見られる。郵政官僚の中にも、こうした考えに同調するものもある（たとえば本委員「発信者電話番号通知サービスと行政課題」ジュリスト一〇〇号十三頁参照）。

こうした考えが拡張されていけば、しまいにNTTの電話加入者の個人情報である電話番号や氏名・住所

などの「通話関連要素」は、法律の保護の外にはじき出されかねない。

なぜならば、現行の電気通信事業法には、電話利用者の個人情報を保護する明文規定がないからである。したがって、明文の規定を置いて、電気通信事業者から電気通信サービスを受ける利用者の個人情報を保護する必要がある。

こうした趣旨に基づき、電気通信事業法改正案では、新たに次のような規定を加えることにしている。

1 利用者の個人情報の保護

（七条之二）

電気通信事業者は、保有する利用者の氏名、住所、電話番号、住所その他の個人情報の適正管理に必要な措置を講じなければならない。保有する個人情報を目的外利用、外部提供してはならない。ただし、本人の同意又は法令に基づき提供は除く。

2 契約約款の認可条件の追加

（三十一条の二第二項三号之二）

番号（情報）通知サービスの提供を内容とする契約約款の認可にあたっては、個人情報の保護について適切に配慮されていることを条件とする。

河村法案の紹介

九七年五月六日、河村法案は衆議院へ

電話発信者個人情報保護法案衆議院へ

院に提出された。法案の条文（原文）は、次のとおりである。

電気通信事業法の一部を
改正する法律（案）

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（利用者の個人情報の保護）

第七条の二 電気通信事業者は、その保有する利用者（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）の氏名、電話番号、住所その他の郵政省令で定める個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者は、前項に規定する個人情報とその保有の目的以外の目的のために利用し、又は他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
一 個人情報に係る本人の同意があるとき。

二 法令の規定により個人情報の提供が求められたとき。

電話発信者個人情報保護法案衆院へ

第三十一条第三項中「（電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）」を削る。

第三十一条の二第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 電気通信役務に関する提供条件が利用者の個人情報を通知する内容を有するものであるときは、当該通知に関し、個人情報の保護について適切に配慮されているものであること。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に改正前の電気通信事業法第三十一条の二第一項の規定により認可を受けている契約約款は、改正後の電気通信事業法第三十一条の二第一項の規定により認可を受けた契約約款とみなす。

理由

電気通信事業者が電話利用者等について膨大な個人情報保有している現状並びにその提供する電気通信

役務が高度化及び多様化している現状にかんがみ、電話利用者等のプライバシーの保護を図るため、電気通信事業者の保有する個人情報の保護に関する規定を設けるとともに、利用者の個人情報を通知する内容を有する役務に係る契約約款の認可条件の追加を行う必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

発信者情報通知役務の利用における発信者の個人情報の保護に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、最近の電気通信役務の高度化及び多様化にかんがみ、発信者情報通知役務の利用者の保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項及び発信者情報通知役務を提供する電気通信事業者の責務について定めることにより、発信者個人情報及びこれに結合して保有される個人に関する情報を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 発信者情報通知役務 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。第十四条において同じ。）が提供する電気通信役務（同法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第九条第一項において同じ。）のうち発信電話番号等発信者個人に関する情報の通知を行うもので郵政省令で定めるものをいう。

二 発信者個人情報 発信者情報通知役務により通知される個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる電話番号、氏名その他の記述、個人別に付された番号、記号その他の符号、影像又は音声により当該発信者を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該発信者を識別できるものを含む。）をいう。

三 事業用役務利用者 発信者情報通知役務を利用する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び自己が営む事業において発信者情報通知役務を利用する個人をいう。

四 記録 通知された発信者個人情報を後に利用することができる状態で保存することをいう。ただし、発信者に対して直ちに通信を行う目的で一時的に発信者個人情報を保存する場合を除く。

(発信者個人情報の記録の制限)

第三条 事業用役務利用者は、発信者個人情報の記録を行うに当たっては、郵政省令で定めるところにより、その記録の目的を明確にするとともに、その目的の達成に必要な範囲内で行わなければならない。

(発信者個人情報の記録の通知等)

第四条 事業用役務利用者は、発信者個人情報の記録を行うに当たっては、発信者に対し、郵政省令で定めるところにより、発信者個人情報を記録すること及び前条に規定する記録の目的を通知するようにならなければならない。ただし、発信者が既にこれを知っている場合は、この限りでない。

(発信者個人情報の)

記録を行う電話番号の通知)

第五条 事業用役務利用者は、発信者個人情報の記録を行う当該事業用役務利用者の電話番号について、郵政省令で定める簡便な方法で周知させなければならない。

(発信者個人情報の)

利用及び提供の制限)

第六条 事業用役務利用者は、記録された発信者個人情報(以下「記録情報」という)を、第三条に規定する記録の目的以外の目的のために利用し、

又は他に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 一 記録情報に係る発信者本人の同意があるとき。
- 二 法令の規定により記録情報の提供が求められたとき。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第七条 事業用役務利用者は、発信者情報通知役務の利用に当たっては、特定の発信者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(記録情報の安全確保等)

第八条 事業用役務利用者は、記録情報の保管を行うに当たっては、記録情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の記録情報の安全確保のために必要な措置を講ずるようにならなければならない。

2 事業用役務利用者は、第三条に規定する記録の目的に応じて記録情報が現在の事実と合致するようにならなければならない。

3 事業用役務利用者は、第三条に規定する記録の目的に応じて記録情報の保存期間を定め、その保存期間を超えたものは、遅滞なく削除するようにならなければならない。

(記録情報の開示)

第九条 記録情報に係る発信者本人

又は郵政省令で定める電気通信役務の利用者は、事業用役務利用者に対し、自己に関する記録情報について、郵政省令で定めるところにより、その開示を請求することができる。

2 事業用役務利用者は、前項の規定による開示の請求があつたときは、できる限り速やかに、これに応じなければならない。

3 事業用役務利用者は、第一項の規定による開示の請求をする者に対し、政令で定める額を超えない範囲内において料金の支払を求めることができる。

(記録情報の訂正等)

第十条 前条第二項の規定による開示を受けた者は、事業用役務利用者に対し、郵政省令で定めるところにより、当該開示に係る記録情報の訂正、追加又は削除(次項及び第三項において「訂正等」という)を請求することができる。

2 事業用役務利用者は、前項の規定による記録情報の訂正等の請求があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

3 事業用役務利用者は、第一項の規定による記録情報の訂正等の請求があつたときは、当該記録情報の訂正等を行うまでは、当該記録情報を利用し、又は提供してはならない。

(発信者個人情報管理責任者)

第十一条 事業用役務利用者は、当該事業用役務利用者に係る発信者個人情報の記録及び管理を適正に行うため、発信者個人情報管理責任者一人を選任しなければならない。

2 発信者個人情報管理責任者は、発信者個人情報の保護に関する内部規程の整備、発信者個人情報の記録又は管理に従事する者(次条において「発信者個人情報管理従事者」という)に対する教育訓練の実施、発信者個人情報に関する苦情処理体制の整備等発信者個人情報の記録及び管理を適正に行うために必要な措置を実施する責任を負つものとする。

(発信者個人情報

管理従事者の責務)

第十二条 発信者個人情報管理従事者は、法令の規定及び事業用役務利用者が定めた発信者個人情報の保護に関する内部規程を遵守するとともに、発信者個人情報管理責任者の指示に従い、その業務を行わなければならない。

(外部委託)

第十三条 事業用役務利用者は、発信者個人情報の記録又は管理を他に委託する場合には、郵政省令で定めるところにより、発信者個人情報の

保護に十分配慮しなければならない。

(電気通信事業者の責務)

第十四条 電気通信事業者は、発信者情報通知役務を提供するに当たっては、郵政省令で定めるところにより、当該発信者情報通知役務の趣旨及び内容を周知させなければならない。

2 電気通信事業者は、発信者情報通知役務を提供するに当たっては、当該発信者情報通知役務の提供に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努めなければならない。

3 電気通信事業者は、発信者情報通知役務を提供するに当たっては、発信者情報等を著しく阻害した事業用役務利用者に対し発信者情報通知役務の提供を制限する等発信者情報通知役務が適正に利用されるよう配慮しなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第一号、第五条、第十一条第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内にお

いて政令で定める日から施行する。

(適用)

第二条 第六条及び第八条から第十条までの規定は、この法律の施行の日以後の記録情報について適用する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、個人に関する情報の取り扱いに関する苦情処理機関の必要性及び個人に関する情報が不正に取り扱われた場合の罰則規定の必要性を含め、個人に関する情報の保護に関する制度全般について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

最近の電気通信役務の高度化及び多様化に鑑み、発信者個人情報及びこれに結合して保有される個人情報に関する情報を保護するため、発信者情報通知役務の利用者の保有する発信者個人情報取扱いに関する基本的事項及び発信者情報通知役務を提供する電気通信事業者の責務について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一九九六年度PIJ総会開催

石村代表『共通番号制(国民総背番号制)をはじめ、個人のプライバシーを侵害する動きに的確に対応』と、新年度方針を表明

四月二十六日、緊急市民シンポジウム『徹底討論 国民総背番号制』に先立ち、PIJの一九九六年度総会が、東京・お茶の水スクエアで開催された。(シンポの記事は別掲)

石村代表は「今、議員立法活動とかが、市民が主人公といっている政党にかぎって、こちらのアプローチにたいする反応が悪い」、「活動資金が乏しい。今審議されているNPO法案がどのような形で通るのか、とくに寄付金控除が通れば今の状況もかなり変わってくるのではないかと、あいさつ。」

さらに、「我々の活動に対して、特定の政党が一所懸命に応援してくるので、一見、特定政党のダミーとしてとらえられるかも知れないが、今回のシンポもすべての政党にアプローチした結果、参加してくれたのが新進党だけであった、ということである。いろいろな意見があるでしょうが、基本的には今後もすべての政党にアプローチしていきたい。」と、

述べた。

続いて、益子事務局長が活動報告。「この一年、共通番号制につき、様々な方面で講演等活動をするともに、とくにマスコミ関係へは力を入れて説明してきた。しかしまだ、この問題に対する理解が弱いというのが現状である。」

平野運営委員による会計報告のあと、益子事務局長が、新年度は、「引き続き共通番号制の問題を各界へ働きかける、個人情報保護法の民間部門への適用拡大をめざして議員立法を推進する、NTT発信者電話番号表示サービスの法的規制を実現する、監視カメラに関する対応、納税者プライバシー保護への対応、行政の情報化・電子化から市民のプライバシーを護る、組織の拡大、財政基盤の強化」などの活動をする、と方針を説明。

最後に、石村代表(留任)ほか、新年度の役員が紹介されて、総会は無事終了した。

日弁連人権擁護委員会

自治省の総背番号制導入プラン阻止 に向けた検討を開始

PIJ代表、委員会で状況説明

去

る五月二〇日、東京霞ヶ関にある弁護士会館において、日本弁護士会人権委員会第五部（部長、村上重俊弁護士）の主催で、「自治省の国民背番号阻止に向けた検討会議」が開かれた。会議では、PIJ石村代表が、「自治省の背番号コード、IDカード構想の危険性 データ監視社会が、精神的に自由な社会か」といった論点から、二時間余りレクチャーを行った。

日弁連人権委員会第五部は、主に表現、信教、集会、学問の自由に関する人権侵犯問題について、調査・研究を行っている。今回の会議には、村上部会長を始めとして、大阪、名古屋など各単位弁護士会からの参加を含め、一五名が出席した。また、オプザーバーとして、PIJ辻村副代表、全国青年税理士連盟・高取会長が出席した。石村代表は、諸外国の状況を含め、

包括的な視点からレクチャーを行った。概要は、次のとおり。

- ・六〇年代後半から今日に至るまでの行政による国民背番号制導入プランの推移。
- ・個人情報 の公有化をねらいとした行政データベース設置の現状
- ・たて割り行政と分散処理型データベース
- ・納税者番号と国民背番号の相違
- ・自治省の住基コードプランの危険性、問題点
- ・自治省のコードとカードによるプライバシー・ゼロ社会構想
- ・住基コードは必ず国民IDカードにエスレートする
- ・汎用カードは必ずプライバシー問題を引き起こす
- ・データ・プロファイリング、データ照合規制、議会型のプライバシー専門オンブズマンの役割
- ・諸外国の番号制とプライバシー保護法制、わが法制の比較分析

日弁連、自治省の総背番号構想検討開始

・地方分権と自治省の住基コードプランの矛盾

・私的審議会の濫用、国会の地方行政委員会の動向

・自治省の法案化の動向と各党・市民団体などの反応

以上の報告の後、質疑に移り、出席者からは、次のような意見が出された。

「六〇年代後半から、何度も役人は同じような提案をしてきている。本当に国民は、このような自治省の計画をよく理解しているのか疑問なのではないか」

「こんなに計画が進んでいるとは知らなかった。行政の効率化、高度情報化は時代の流れとはいえるものの、プライバシー保護のためのインフラ整備について、まったく不十分だ。拙速な法案化は危険だ」

今回の日弁連での会議は、今年二月二四日に大阪弁護士会人権委員会での会議に次ぐもの。大阪弁護士会でも、PIJ石村代表が「背番号導入のための住民基本台帳法改正の動き」という論点からレクチャーを行っている。

大阪弁護士会での質疑応答の中でも、自治省のプランに対して次のような強い懸念が示されている。

「これほど人権に大きなインパクトを与える計画であるのにもかかわらず、自治省はまったく弁護士会に進んで情報提供を行おうとしない。法務省の場合、それが反対される計画であっても必ず弁護士会へコンタクトしてくる。自ら進んで情報も提供してくる。」

講演中の石村代表

ところが自治省は、私的研究会とか懇談会とかでお茶を濁す程度の意見集約しかやっていない。まったく背番号制の裏口導入をねらっている、としか言いようがない。法案化以前に、各界に十分その意図を説明すべきだ。」

こうした懸念は、日弁連の人権委員会でも強かったのは当然である。

日弁連人権委員会の会議の終わりに、石村代表は、「自治省のプランは、単に国民総背番号制を導入することだけではない。国民皆登録証携帯制度の導入も計画していることをも忘れないで、対応を考えていただきたい」と結んだ。

村上部会長は、「今回のレクチャーは第一歩、早急に自治省の計画の点検を進めたい。人権を護るという観点から、弁護士会としての意見を集約したい。」と結んだ。

自治省は法案化に妄執している。日弁連の早急な意見集約に期待したい。

P

年末調整とサラリーマンのプライバシー

シリーズ 「市民が主役」 社会でのプライバシー問題は何か

年末調整・住民税の天引徴収で、サラリーマンのプライバシー筒抜け

どう守る、サラリーマン納税者や、その家族の個人情報

PIJ納税者情報保護対策立法プロジェクトチーム

年

年末調整があるから、サラリーマン（給与所得者）は、確定申告のために税務署に足を運ばなくてもよく都合がいい、という声がある。しかし一方で、勤め先（雇用主）から、年末になると「配偶者特別控除申告書」を出すように求められる。そして、その中で自分の配偶者にいくら収入があったのかを明らかにしなければならぬ。

時代は 夫婦別姓 制度を導入してはどうか、というところまできている。なぜ勤め先に配偶者の収入まで知らせなければいけないのか、疑問に思っている人も少なくない。

こうした疑問は、障害者控除を受ける際、子供の障害者手帳のコピーを雇用主に出さざるをえないときなどに、より強くなるはずだ。

確かに年末調整は、企業の負担で税金を確定できるということで、税

金を取る課税当局側には便利はずだ。しかし、年末調整制度は、サラリーマンが雇用主に対し、自分のみならず家族の個人情報（プライバシー）までさらけ出す仕組みになっており、時代にそぐわない点も多い。

たとえば「配偶者特別控除申告書」に記載して会社の会計課や総務課などに提出した個人情報、他に筒抜けになる恐れが強い。なぜならば、これら個人情報を取り扱う社員を含め雇用主には、税務職員に課されているような守秘義務がないからだ。

また、自分や家族の税務情報をたれ流しにされても、企業管理社会の中では、追求するのは難しいという問題もある。

自治省の考える背番号コードが納税者番号にも使われるとしたらどうだろう。同じように筒抜けにはならないか。また、今度は背番号コー

ド付きで納税者情報がたれ流しになるのではないだろうか。

一方、サラリーマンに対する住民税の天引徴収（法律上は「特別徴収」という）制度についても、プライバシー侵害的な面がある。

たとえば、わけあって本務のほか、アルバイト（副業）勤務を行っている、アルバイト（副業）勤務を行っているところの雇用主が、前年度に双方（本務とアルバイト勤務）から得た給与所得を基に計算された住民税額を、給料から天引徴収する仕組みになっている。アルバイト勤務分の給与と所得にかかる住民税を別途納付する方法（普通徴収）は、原則として認められていない。このため、本務先に、アルバイト勤務していた（いる）事実と、そこでの収入が筒抜けになってしまうわけだ。

このように、給与所得に対する現行の住民税の特別徴収制度は、必ずしも十分に納税者（給与所得者）のプライバシーに配慮された仕組みになっているとはいえない。早急な改善が必要だ。

「市民が主役」、「市民が主人公」をモットーとする政党、「納税者番号万歳」と言って課税当局にエールを送

っている連合（日本労働組合総連合会）、さらには「サラリーマン納税者」とは余り付き合いのない「税理士会などに聞きたい。

どう守るつもりなのか、サラリーマン納税者とその家族の個人情報？

確定申告でプライバシーを守る

個人の生活を大切にしようという考えが強まるに従い、サラリーマンはしだいに勤務先（企業等）一辺倒の生活は望まないようになってきている。これとともに、たとえば雇用主が、年末調整で配偶者（特別）控除を行うということで、納税者に対し一方的に配偶者のパート収入などのプライバシーの開示を求めることを認めるような課税手続に、反発を覚えるようになってきている。

同じことは、年末調整で扶養控除、とりわけ障害者控除を行う場合に、雇用主が給与所得者に対し被扶養者の障害の程度の開示（障害者手帳のコピーの提出など）を求めることを認める手続についても言える。

このような例からもわかるように、年末調整制度という、勤務先に過度に依存するかたちの給与所得者に対する現在の租税手続のあり方は、個人の生活を重視したいという考え方

と相容れないものとなってきている。

年末調整が手続的には効率的であるとしても、給与所得者、その親族などのプライバシーを本意に雇用主に開示させかねず、権利侵害的な制度にもなりうる。したがって、サラリーマン納税者については、確定申告を原則とし、時代にそぐわなくなってきたいる年末調整を任意選択とすべきである。

もちろんこうした人的控除を年末調整で行わずに、確定申告で行えば問題の回避は可能といえる。しかし企業集団主義のもとで飼いや慣らされてしまったサラリーマンにとっては、こうした選択が法的に明定されていないならば、必ずしも容易ではない。制度として任意選択ができるようになっていくことが重要である。

確定申告で各種の人的控除を受けることが原則となれば、被用者のプライバシーを守れるのみならず、雇用主側での租税手続上の負担軽減にもつながる。これは、究極的に、昨今重要な課題とされている規制緩和の精神、さらには企業の行政補完的な無償事務からの開放などの精神にも資する。また確定申告を原則とすることにより、分離課税などの不公平な税制をただし、総合課税を実現するための途も開けてくる。

政府・役人と一緒になって、総合課税。そのための「納税者番号制の実現」と近視眼的な主張を繰り返している連合なども、むしろこの問題について真剣に考えてみたかどうか。「年末調整でプライバシー筒抜け」は許されない。「確定申告でプライバシーを守る」方向をはっきりさせるべきである。

住民税の天引徴収で

見透かされるプライバシー

サラリーマン納税者のプライバシーに対するインパクトを与えかねない税務の仕組は、住民税（市町村民税・プラス道府県民税）にも存在する。

地方税法は、サラリーマンの給与所得に係る住民税については普通徴収（納税者が直接納付）ではなく、原則として特別徴収（給与からの天引徴収）によることとしている（地方税法三百二十一条の三第一項）。

この場合、市町村が、国税である所得税の源泉徴収義務者（雇用主）を特別徴収義務者として指定し、徴収させることになっている（地方税法三百二十一条の四）。したがってこの指定を受けた雇用主は、給与の支払の際に住民税を天引徴収することになる。

サラリーマンの住民税の徴収にあ

たり、給与所得以外の所得、たとえば原稿料のような雑所得があったとすると、その所得については、希望により普通徴収が選択できる。つまり、その所得に係る税額については、納税者が直接市町村に納付する方法を選ぶことができる。

ところが、同一のサラリーマン納税者が二か所以上から給与所得（主たる給与とプラス従たる給与）を得ている場合はどうであろうか。つまり、たとえば本務の他に副業をし、給与を得ているような場合である。

地方税法は、必ずしも給与を支払うものがそれぞれ、あるいはすべて、特別徴収義務者になるとはしていない。市町村が、これら支払者の全部または一部を特別徴収義務者と指定できるとするにとどまる（地方税法三百二十一条の四第四項）。納税者には、自らに都合のよい指定を受ける権利があるわけではない。

課税実務上も一般に、複数の勤務先から給与所得を得ている場合であっても、一の支払者のみが特別徴収義務者に指定されている。このため、そうした一部の支払者（雇用主）のもとに、被用者であるサラリーマンの財産上のプライバシーが本意に集中する結果を招きかねない構図となっている。

年末調整とサラリーマンのプライバシー

つまり、主たる給与の支払者である雇用主に、他の箇所での従たる雇用のないしは給与所得があつたことを本意に知られることにもなりかねない形の課税手続となつてゐる。

プライバシーの保護で働く自由を守る

こうした給与所得に係る特別徴収制度は、税収確保の効率化といった税務行政側の便宜が、余りにも優先されていると言わざるを得ない。言い換えると、納税者のプライバシー権に対し十分な配慮が行われておらず、場合によっては、これを侵害しかねない制度といえる。

また、主たる給与だけでは生活がでずに、止むを得ずに副業をしながら給与収入を得ざるをえない場合も考えられる。一所懸命に働く自由を、税法が侵害してはいけない。制度の運用いかんでは、憲法十三条に認められた人格権（プライバシー権）のみならず、憲法二十五条に認められた生存権の侵害にもつながりかねない。納税者に対し、従たる給与については普通徴収によることも可能とする選択権を与えることも含め、制度の改善が必要といえる。

ちなみに、地方税法は、「特別の事情により特別徴収を行うことが適当

でない」と認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる（地方税法三百一十一条の三第一項但書）としている。この特別適用例として、「市町村内に給与所得者が少ないこと」などを例示する。

しかし、これは、あくまでも、課税当局側の都合のみを斟酌する旨をうたった規定であり、偏頗的である。納税者側に都合がある場合にも特別徴収の方法によらないことができるように、法改正をすべきである。

ちなみに、自治体によっては納税者に格段の不都合があれば、給与所得についても特別徴収の方法によらないことを認めている例も多い。この場合、自治体の担当者によると、法定外の宥恕（ゆうじょ）の手段によるのは問題であるけれども確実に徴収を確保できればよい、との気持ちで認めているようだ。

「法律による行政」、租税条例主義の原則からも法改正すべきではないか。また、特別徴収義務者の指定についても、納税者の都合のよい指定が受けられるように、制度の改善をはかるのも一案である。

議員立法の出番だ

課税当局にとり、サラリーマン納税者（給与所得者）は、最も 毛の

むしり易い羊 のような存在に見えるに違いない。したがって企業側の負担で、確実に 毛をむしる ための仕組みとして、課税当局は、「年末調整制度」、「税の天引徴収（源泉徴収・特別徴収）制度」を死守したいところであろう。

しかし、私たちPIJは、「年末調整で、プライバシー筒抜け」ともなりうる状況を放置してはならない、と考える。こうした状況を改善するために、「確定申告でプライバシーを守る」仕組みをすべてのサラリーマンが利用できることを制度的に保障すべきだと考える。したがって、年末調整は納税者の完全な選択制とすべきだと考える。

また私たちPIJは、サラリーマンに対する現行の住民税特別徴収制度は、雇用主が、勤務するサラリーマンのプライバシーを見透かしうる仕組みになつてゐると考える。またこのために、そのサラリーマンの働く自由、働く権利を侵害することにかなりかねない仕組みと考える。

私たちPIJは、以上のような問題点・状況は、プライバシーを守るための立法的対応により改善できると考える。

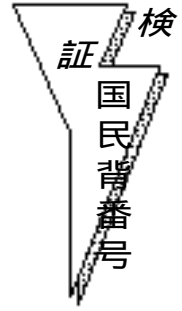
ただ、こうしたサラリーマン納税

者、その家族のプライバシーを守るための立法的対応は、政府提出法（閣法）の形で実現を求めることは、絶望的なように見える。

なぜならば、閣法は、税金を取る側である課税当局（大蔵省・自治省）によって、実質的に作成されているからである。実際、プライバシー侵害的であつても、今の制度を死守したい と思つてゐる課税当局が、こうした立法的な対応に積極的になるはずがないからだ。

やはり、議員立法、つまりPIJと国会議員などが協力し法案を作成し通過させるより、実現の途はない。プライバシー問題に積極的な国会議員と協力し、議員立法の実現を急がなければならない。

この問題を安易に考えてはならない。サラリーマンのプライバシーも守れない政党、労組、税理士会などは、「市民が主役」、「市民が主人公」、「サラリーマンの代表」、「納税者の味方」とかいった看板をさつと外すべきだ。こんな看板は、世間を惑わす不当表示にみえる。



[Data-0021]

インターネットも 個人情報保護へ基準案

五

月二八日付夕刊各紙によれば、ネットスケープ・コミユニケーションズなど米国でインターネットビジネスを手掛ける約六十の企業・団体は、ネット上のプライバシーを保護するため、ネット上で登録する個人情報を無断で他の目的に転用しないことを申し合わせた、という。

米政府もプライバシーの問題に注目しており、民間側は自主的に解決しようと動き始めた。

インターネットが急速に普及するのに伴い、米国では、商品の宣伝や各種の勧誘などの電子メールが利用者に勝手に送られるなど、プライバシーの保護が深刻な問題となっている。とくに、利用者がどんなホームページにアクセスしたかを追跡調査することで、その人の興味・関心が

わかり、それに合わせたメールを送りつけることが可能となっている。そこで、ネットスケープなどは「オープン・プロファイリング・スタンダード(OPS)」と呼ぶ自主規制策を策定。近くインターネットの標準化団体ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム(W3C)に提出する。

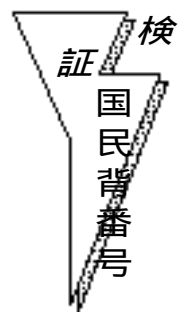
OPSを支持する企業・組織は、マーケティングや宣伝活動に個人情報を使用する場合、本人の意思確認を義務づけられる。

参加企業はIBM、ヒューレット・パットカード、サン・マイクロシステムズといったコンピュータ大手、インターネット検索会社のヤフー、大手新聞社のロサンゼルス・タイムズ、クレジットカードのアメリカン・エキスプレスなど。

インターネットを通して株価、ニュースなどの情報提供を受けるためには、前もってメールアドレスや趣味、職種、場合によっては年収など個人情報を入力しなければならぬケースが増えている。この個人情報に第三者に流出、様々な用途に使われていることから、不満が出ていた。今回のOPS方式によれば、インターネット利用者は、個人情報(氏

名、住所、電話番号、年齢、趣味など)のうち、どの情報を公開対象とするかを選択して標準方式に従ったファイルにし、自分が閲覧したいホームページに送る。ただ、個人に対する意思確認があった場合の転用は認めており、実際の運用でどこまでプライバシーが保護できるか疑問の声もある。

インターネット上で住所や氏名などを入力したあと、そのデータはどこへ……



[Data-0022]

自治省IDカード案の悪夢

外国人登録証偽造団暗躍

東京入国管理局は六月二四日まで、外国人登録証カードを偽造・販売していた中国人グループ「スネークヘッド」を摘発。同グループは、パソコンなどを駆使して依頼者の顔写真を刷り込んだ精巧なカードを偽造。これまでに数百枚のカードを販売していた。このニュースは、自治省のIDカード(国民登録証カード)構想には大きな落とし穴があることを教えてくれる。紛失や偽造という問題だ。

IC(集積回路)仕様だから大丈夫とは言えない。どんなに精巧なつくりのものでも偽造されるおそれは必ずある。

密航者グループを捕らえてみたら、全員が、偽造された市町村発行の背番号カード入りIDカードを携帯していた、という笑えない話も出てくるに違いない。汎用の背番号コードの入力された顔写真入りのICカードなど、絶対にやめにした方がいい。

特別報告

緊急市民シンポジウム

徹底討論

国民総背番号制

～ねらわれる市民のプライバシー～

主催 P-I-J プライバシー・インターナショナル・ジャパン

第一部 基調報告

四

月二十六日、緊急市民シンポジウム『徹底討論 国民総背番号制』が、東京・お茶の水スクエアで、八〇名余の市民が参加して開催された。

本日のシンポ開催に先立ち、すべての政党にアプローチし、参加を要請した。また、自治省にも出席するように働きかけた。しかし、当日パネラーとして参加してくれた新進党以外の政党からは、明確な参加表明を得られなかった。とくに市民が主人公といっている政党にかぎって、反応が鈍い。自治省は、「法案が提出されていない、また他の大きな法案が本日検討される」ということで、当日は出席者を出せないということであった。

なお、このシンポのあと、六月十八日に自治省は、『住民基本台帳法の

一部改正試案』を、マスコミなどに発表した。その内容は、従前の自治省「私的研究会」の最終報告とは、若干内容が変わっている。しかし、本報告中の各パネラーの発言内容は、シンポ開催時点での「住民基本台帳コード」構想に基づいていることをお断りしておく。

《パネラーの方々》

(敬称略・順不同)

司会 辻村祥造 (P-I-J 常任運営委員)

パネラー

石村 耕治 (P-I-J 代表)

河村 たかし (衆議院議員)

上田 勇 (衆議院議員)

持田 晶子 (税理士)

白石 孝 (自治労)

及ぶ国民を識別する。市町村は本人の申請により、IC仕様の全国共通のカードを発行する。このカードで、全国住民の転出入事務の効率化、住民サービスの向上を図る。カードは、災害時や選挙の際における本人確認にも活用できる。「コード」の納税者番号への転用も考えている。

自治省は何を考えているか？

各パネラーの発言に先立ち、司会の辻村P-I-J常任運営委員より、今までに判明している自治省の「住民基本台帳コード」構想に関する、基本的な論点が説明された。

現在までに判明している自治省の住民基本台帳コード構想は、次のように整理できる。

全国民に住民基本台帳をもとに固有の「コード」をつける。この制度を二〇〇〇年から実施する。

制度の目的は、住民登録事務の効率化、住民サービスの向上。

「コード」は十桁。基本四情報(住所、氏名、生年月日、性別)と「コード」によって、約一億二千万人に

パネラーの方々

民間機関へのデータ提供禁止が応じたわられた。

(注)その後六月に発表された「住民基本台帳法改正試案」では、「と」の項目は、いっさい触れられていない。

つまり、納税者番号制度との関係や民間の利用禁止をあいまいにしたまま、とりあえず法案を成立させるとの自治省の思惑が読みとれる。

自治省構想の問題点の数々

自治省構想の主要な問題点は次のように整理できる。これらの問題は非常に重要な点であり、本日のシンポにおいても、主要なテーマとなる点である。

全国の住民基本台帳事務の九八・七％は電算化されているが、これを全国一元化して管理することは、単なる範囲の拡張、ないし延長線上の

問題ではない。

各市町村のなかで、このシステムに反対した市町村の扱いをどうするのか。これを無視すれば、自治省がいつ、地方分権のシステムという内容とは全く反することとなる。

カードの発行も、本人の申請によるとはしているが、行政による暗黙の強制が起こりかねない。

内部関係者による情報盗用の危険性に関する問題

民間とのデータマッチングの禁止を法令に書き込むだけで果たして歯止めとなるのか。

国民総背番号構想の歴史

(この項はCNNニュース七号所収の「国民データ監視システム構築の動き」を参考にしていたきたい。)

自治省の「コード」構想は、唐突にでてきた問題ではない。

背番号制の問題はわが国では、過去三回ほどでてきている。

そのはじめは、一九七〇年代。

国民総背番号制として大きな問題となった。この頃の大まかなイメージは、一台の超大型コンピュータを中央に設置して、国民の個人情報を一元的に管理するという方向であ

った。当時、コンピュータは未だ発達・普及していなかったことから、情報管理というものに対する漠然とした不安感が強く、野党、法律家、市民団体、マスコミが一体として反対運動をおこなったため、この問題は葬られた。

第二期は、一九八〇年代で「グリーンカード制」として登場。

を確保するために、金融部門に限定して番号制を実施しようとするもの。この法案は、いったんは成立するが、自民党の故金丸信氏をはじめとする大物議員らの反対によって、実施する前に廃案となった。

第三期は、現在進行中。一九八九年二月、内閣内政審議室を本部として、十三省庁の代表者からなる「税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡会議(共通番号制度連絡検討会議)」を設置し、「共通番号制」という名称で「国民総背番号制」の検討を開始したことに始まる。この十三省庁は、国民の個人情報に関する何らかの番号システムを保有する省庁であり、各省庁が保有する個人情報を管理する番号システムを共通化することが、この共通番号制度連絡会議の目的である。

そして、番号制という国民の抵抗感が強いので、税務等という言葉でカモフラージュしている。この流れが現在まで一貫して続いている。

つまり、今回の自治省の構想は、そもそもこの「共通番号」とはなにかを、認識の基本におかなければ、理解できないものである。

共通番号とはなにか

共通番号を考える場合、いちばんわかりやすいのは、「納税者番号」の問題だ。つまり、共通番号の底流には、納税者番号制のカナメである「番号」に共通番号を使おう、あるいは共通番号を制度化して納税者番号に使おうとする動きがあるわけだ。

この共通番号(納税者番号)の候補として厚生省の基礎年金番号、自治省の住民基本台帳番号があがってきたわけだ。共通番号にどちらの方式を採用するかは、共通番号の「付番機関」をどの省庁が獲得するかという問題であり、今後の各省庁の力関係(縄張り争いと権限拡大)にも、非常に大きな影響を与える側面も見逃せない。

今回も、課税の公平という問題を前面に出し、課税の公平のための番号制というイメージを最大限に利用している。またこれだけ、コン

辻村PIJ 常任運営委員

緊急シンポ 徹底討論・国民総背番号制

コンピュータ社会が発達してきているので、「コンピュータに対するアレルギ」が非常に少なくなってきたというのと認識している。そして、複数のコンピュータで管理する分散型データベースの時代であり、今までのような超大型のコンピュータで集中管理するという中央集権的な暗いイメージではなくなっている。

現在は、分散型システムをつなぐ（ネットワーク）方式が重要であり、それが今回単に共通番号制の問題ではなく、「住民記録（住民基本台帳）システムのネットワークの構築」として「提案」されている理由である。また、共通番号制導入の背景には、各省庁が保有する個人情報量の非常に膨大なものになっているために、これらをいかに「効率的に管理、利用していくか」ということが、各省庁の間で非常に大きな課題となってきたという問題もある。

ただし、自治省はストレートに共通番号制とそのネットワークシステム導入をうたうのではなく、「高度情報化社会、高齢化社会、地方分権の時代」といった点をキーワードとしてあげながら、このシステムを構築する必要性を述べている。

いま、一人ひとりの個人情報は、

緊急シンポ 徹底討論・国民総背番号制

行政機関のみならず、金融情報、DNA鑑定情報、医療健康情報、消費者情報など、多分野にわたり多数の民間機関にも集積されている。

その一方で現行の個人情報保護法は、真に個人情報を保護するには、きわめて不十分である。とくに、民間機関の保有する個人情報の保護に対する法律的な手当は全くなされていない。

このような不備な個人情報保護法の現状を踏まえて、自治省の「住民基本台帳ネットワークシステム（共通番号制）」について、討論していく必要があると考える。

第二部 パネラーの発言から
(以後の文中敬称略)

辻村 自治省は住民基本台帳番号の問題について、「法案作成に向けてさらに幅広く意見を聴く」という点についてどのようか考えるか。

上田勇（衆議院議員）…自治省は、国会（地方行政委員会）の場で何人かの委員から、「この問題について慎重に

事を運ぶように」との指摘も受けている。筋からいえば国会で早くから審議するというのが「オープンな議論」の一つの方法であるし、また懇談会を公開でしっかり審議してもらおうというのも一つの方法であると考えられるが、自治省の姿勢がそこに至っていないというのが現状である。

この問題については党内（新進党）の勉強会で、石村代表などにご説明いただき、出席議員のなかで富田議員や松崎議員など、この問題について懸念を持つ議員が多くなっている。

他の政党についてはどうか。民主党は、党に働きかけても、議員個人にまでなかなかいかないのが、特定の議員個人に働きかける方が早い。何人かの議員は、関心を持っている。

法案ができた場合に、与党である社民、さきがけは反対ができないから、どうしても民主党に働きかける必要がある。

辻村 白石さんに、自治労などの動きを中心に「報告をお願いします」。

白石孝（自治労・荒川区）…住民基本台帳番号の問題について、自治労としては、正式な法案・法案要綱が出ていないので正式なコメントは出していない。ただし、自治省研究会「最終報告」のままで法案化されるのであれば、「住民基本台帳ネットワークシステム」については賛成できないという立場だ。

今、自治労がこの制度導入の条件として考えているのは、個人情報保護法を抜本的に改正するか、または新たに包括的なプライバシー法を制定する、住民基本台帳が原則公開であるのを、原則非公開にするという二点。

自治労中央本部と自治省が何回か意見交換をしているが、法案化の前提条件として、他の省庁との折衝

上田衆議院議員

自治労 白石 孝氏

がどこまですすめられるか、都道府県との関係調整、自治省が法案化する場合、「住民基本台帳法」の修正案としてしか出せないが、すべての問題を同法の「改正」で処理できるかどうか、などの問題を解決する必要がある、と自治省も考えているようだ。

辻村 「住民基本台帳法改正」ということだが、どのような問題があるのか。

白石…たとえば、住民登録をしている全員に番号をつけるのであるから、住民票の記載欄に「共通番号欄」を新設すると規定しなければ、法律にならない。すると、住民票は「原則公開」であるから、この「番号記載欄」をどのように隠すのか、という疑問がでてくる。

それからプライバシーの保護を欧米並みにすると自治省はいうが、現在の「個人情報保護法」は総務庁の所管であり、自治省が勝手に変えるわけにはいかない。では、住民基本台帳法の改正でどうプライバシー保護を担保していくのか、それが可能かどうか、これもわからない。

全国センターという機関も、住民基本台帳法の中にどう規定するのか。通常は都道府県が出資し、人員も出

し、それに自治省も参加していくのであるが、よくわからない。

しかし、国民にとって「よく分らない法案」であっても、米軍基地特別措置法のように、現在の国会の状況では、法案が国会に出てしまうと、審議も無しに通ってしまう懸念が強い。

なおさら、自治省は法案の骨子なり、そのシステム、コスト、そしてメリット・デメリットを明らかにして、国民の議論に委ねることが必要である。

辻村 いまだた「全国単位センター」についてだが、はたして国の機関なのか、地方公共団体の機関なのか、その位置づけがよく分からない。

石村耕治（PJ代表）…「中央センター」は、地方公共団体の「事務組合」的なものとして位置づけられるのではないか。

国の機関ではないので、国の法律である個人情報保護法はストレートに地方公共団体には適用されない。そのため、住民基本台帳法のなかにプライバシーの保護条項を設けるなどの方法が考えられるのかも知れないが、それをやると今度は他の省庁がこの番号を使おうとするところなのかという、堂々巡りのところがある。

石村PIJ代表

ある。

白石パネラーから、国会の場に法案がでてきたらストレートに成立してしまうという懸念が表明されたが、現在の状況からして、議員は立法能力もなく、国会は、単に表決機関でしかない。そういう状況なので、もし法案が出てきたら、どんないびつなものでも通ってしまう。まさに、行政が何でも決めてしまうことの怖さがある。

そこで、市民団体は何でも反対というのではダメなのであって、一人一人が議員をつかまえて、説得していかねければならない。法案が出る前に、いかに説得し、活動していくかということが重要だ。単に反対だけでは通ってしまふ。

河村たかし（衆議院議員）…白石さんや石村先生のご指摘のとおりだ。

どうすればよいかということについては、対案を法律案として出すとい

うことだ。例えば、「全国民に番号を付けてはならないという法案」を、具体的に出すということも考えられる。この問題については、上田議員がリーダーとなっている。

とにかく、対立する法案を出すことが一つの方法だ。

辻村 住民基本台帳カードについて自治省は「本人の申請によるものであって、国民登録ではない」と説明している。しかし自治省は一方で、「このカードのIDカードとしての利用は、今後さらに検討する」として、身分証明書としての利用を否定してはいない。「カード」についての自治省の本音は、どの辺にあるのか。

持田晶子（税理士）…この点については、自分のオーストラリア視察の経験からある程度推測できる。

同国では、課税目的に限定した番

河村衆議院議員

号、TFN(タックス・ファイルナンバー)を導入している。TFNの取得(申請)は一応任意とされている。しかしTFNがないと給与支払いの際に最高税率で源泉徴収されるなど不都合が多い。現実にはTFNなしでの生活は難しい。

自治省の「カード」も、法律上は任意といっても、いったん導入されたら、カードなしでは行政サービスが受けにくいといった形で、実際は強制化されていくものと思われる。

石村…自治省は、この番号を民間には使わせないといつているが本当のところは分からない。なぜなら、自治省の懇談会のメンバーには、経済界などから民間人が多く入っている。その人たちが「こんな便利なものなぜ民間にも使わせないのだ」といつている。逆に自治省の方が、「民間は使えない」と断っているのが実状のようだ。

だから一旦入ってしまうと、民間にも使わせるといふ要求が当然にでてくるのが予想される。その時に歯止めが利くのか否かという問題は全く議論されていない。

それから、「カード」については自治省は巧妙で、現在でも各地の自治体で「市民カード(福祉カード)」と

いう形で、お年寄りなど拒否できない人を中心にどんどん入れている。

岐阜県では全国で初めて「県レベール」でICカードを導入しようとしている。地元では、マスコミを含めて非常に動きは鈍い。若手の弁護士、税理士、司法書士などの方々にPJが注意を喚起したが、自分らの問題として受けとめようとする動きはない。保身に徹しているのかも知れない。

住民の反対の動きがないことをいふことに、岐阜県はカードの民間利用も含め実験に入ろうとしている。しかし、プライバシーを守るうといふ声もない。

岐阜県に限らず、保守的な地域では、行政に抵抗することにちゅうちよする傾向が強い。こうした風土を、自治省はよく見抜いている。中央のいうことをよく聞く知事や市町村長にねらいを定めカード導入をすすめている。

また、場所によっては、キャッシュ・カード機能までつけて、カードを携帯するくせをつけさせようとしてしている。自治省は、水面下で全国共通IDカードの地下づくりを懸命にやっている。カードに入れる個人情報はどう限定するかなど、プライバシー論議はまったくなくない。議員

の意識も低い。

河村…市民の側に、議員に対して、こういう問題に取り組まない選挙で落としますよというパワーがあれば良いのであるが。今は逆で、役人の言うことを聞いて、一定の組織にべったりしている方がよい。とくに小選挙区制になってからが著しい。既存のものにすり寄ろうとする意識が強い。

ただ、国会の委員会での議決方針は、党議で委員長に一任といった多数決で決めることはしないので、一人でも反対を言い張ると、問題はなかなか通らない。

しかし、法案が実際にできると、問題をよく知らない議員も多いので、苦しくなるのではないか。

辻村 総合課税と納税者番号制との関連についてお聞きしたい。

持田…総合課税の実現には納税者番号制が必要かどうかと云うことだが、そのまえに、税負担の公平つまり課税の公平のためには、超過累進税率による総合課税制度が不可欠だ。

しかし、納税者番号制が総合課税の前提条件、とはならない。

なぜなら、納税者番号制度を導入しただけで、すべての所得が完全に

課税されることにはならない。無記名の金融商品の存在、配当や利子、株式譲渡の分離課税制度。またすべての事業者間の取引を把握することは、情報量が膨大であり無理。だから、納税者番号制だけで課税の公平を実現する、あるいは課税の公平の必須の前提条件として、納税者番号制を議論することには無理がある。

事実、最近の政府税制調査会の論調からは、納税者番号制の導入に関して、総合課税＝課税の公平という主張が消えている。

納税者番号制導入コストの割には、税収の増加が不明確であるうえに、今国税庁が導入をすすめているKSK(国税総合管理)システムで、所得把握がかなり進むこと、そして共通番号にはプライバシー問題などの法的規制を受けやすいため、むしろ自前のKSKシステムで管理する方が都合がよいと考えているのではないか。

辻村 地方公共団体のオンライン禁止条例があると、住民基本台帳カードの情報流通ができないのでは、という点について。

白石：現状では、約三、三〇〇ある地方自治体のうち、個人情報保護条例や規則を制定しているところは、昨年（九六年）四月で九〇〇ほど。ただしその中で、自治体の範囲を超えたオンライン接続を、全面的に禁止している自治体は八割くらい。

というのも、最近では自治省の「指導」によって、原則禁止にかわってきているため、全面禁止はかなり初期の頃にこれらの制度を導入した自治体に限られている。

もし、住民基本台帳法改正が実現すると、これらの自治体のオンライン禁止条項は解除されざるを得ない。

辻村 最後に、各パネラーから補足すべきこと、またご意見を伺いたい。石村代表からは、これからのP E Jの活動も含めてお願いしたい。

持田：この問題について、国民が知らなすぎ。マスコミにももっと取り上げてもらいたい。国民が自分のプライバシーに関する問題として、十分に認識してもらう必要がある。その意味からも、マスコミの責任は

大きいと考えている。

河村：ともかく、こうした市民団体の活動には頭が下がる。お金にもならないことに努力されていることは大変なことだ。

人が死なないと横断歩道をつくらないというのがわが国の現状だ。自治省の役人にとりプライバシー問題など二の次なのだろう。本心は、番号制の導入だけでよければよいということだろう。

この辺で議員も頑張らないといけない。「臓器移植法案」に見られるように、国会内にも議員が個人で判断できるような状況も少しずつ出きつつある。

最近では、発信者電話番号表示に関する法案をプライバシー保護という観点から議員提案で出した。こういうものを一つずつ重ねていって、本筋であるこの問題につなげていけばと考える。

色々ががんばっているので、「期待もしていただきながら、信頼はしていただかないで」とお願いしたい。

上田：国民総背番号制の話をする、必ず二つの反応がある。一つは、アメリカでは、SSN（社会保障番号）が入っているが、うまくいっているではないかという意見だ。

この考えの人たちの多くは、アメリカでの生活体験に根ざしている場合が多い。免許証も学生証も同じ番号、便利ではないか、といった考えからくる。

一方、アメリカでは余りにも多くの個人情報一つの番号で集約されてしまっていることで、色々な社会問題が起きていることに注目する考えも強い。したがって、わが国では慎重にすべきだとする意見だ。

アメリカ人は個人の権利意識が強い。行政がプライバシーを侵害したりすると、すぐに訴訟になる。こうした土壌があつてはじめて番号制とのバランスがとれるのではないか。

わが国のような行政依存型で市民意識の希薄な社会では、共通番号は危険だと私は思う。

先ほど河村議員の話にもあったが、個人情報保護のための法制化について話したい。

衆議院法制局との打ち合わせの際に、突き当たっている問題がある。それはすでに行政が個人情報のファイルをたくさん持っているという事実だ。免許証、国立病院で診察を受けた人、個人事業者で納税をしている人のファイルなど、二、〇〇〇を超える多くのファイルに個人情報が登録されているのに、法律が技術の

進歩に追いついていない。

つまり現実にあるファイルをどう取り扱うかという難しい問題がある。

私は、行政機関が個人情報のファイルを保有する場合には、必ず法律の許可を得なければならぬ、単に省令などの内規ではいけない、その点を考えている。

次に個人情報をどう保護するかだが、個人情報保護法という国の法律を、ダイレクトに地方自治体につけるというわけにはいかない。次に、民間に対する適用をどうするのか。令、大蔵省と通産省が個人情報情報の保護について検討しているようだが、行政に限ってやるのがいいのか、民間も含めてやる方がいいのか検討している最中だ。

さらに、行政と民間の間にはグレーゾーンがある。つまり特殊法人とか、公益法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人など、かなりセンシティブな個人情報持つ法人がある。これらの機関・団体が保有する個人情報はどう取り扱うのか、という問題もある。

白石：二、三日前になるが、フィリピんでも同じように行政主導で国民に番号をつけるという動きが報道された。これを裁判所に訴えた人が

あつて、裁判所はその作業の中止を命令したという。

国のシステムの相違もあるので、単純に比較はできないが、同じようなことをやっているのに、国によらずいぶん違うというのが率直な感想だ。

私が一番引つかかるのは、どういう国、社会にするのかというあり方の論議がないままに、このような番号制の問題が官僚ベースで進んでいることだ。

何のために新たなシステムを導入するのか、という議論が必要なのであつて、この議論ができる社会にしたいと考える。

石村…本日は、一つの問題について多角的な視点から議論をした。河村議員の発言に、市民サイドからの対案として、住民基本台帳法のなかに、「国民総背番号制のような番号を導入してはならない」という規定を新設する法案を出す、という話が一つだ。

現実に衆議院法制局との話し合いをすすめているが、当初は、現行法の体系のなかではそのようなことは不可能であると法制局はいつているが、そのうちどんどんそれが変わってくる。今後、「住民基本台帳のなか

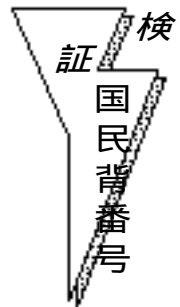
に、共通番号を入れていけない」と多くの政党、そして市民団体が言ってきたら、衆議院法制局は、はたしてノーといえるのか。

法制局も権力の一機構であるので、思い切つて市民団体から、または超党派的にこのような提案をぶつけていったらどうなるのか。早急に他の政党へも強力なロビー活動をしなければならぬと考える。

今は、新進党から衆議院地方行政委員会へ出ている富田理事が賛成していないので、同委員会ではなかなか進められないような状況にあるが、理事が替わつてしまえば、すぐに法案が通つてしまつかも知れない。

まさに崖っぷちで止まっているという状況である。他の市民団体や政党、とくに民主党にも、早急に理解してもらわなければ、役人の思つ壺になつてしまう。番号制の、良い点、悪い点を含めて、行政がこれを決めるのではなく、市民がこれを決定する方向でやつていかなければならない。最後に、本日ご出席された皆様方に心から感謝申し上げます。

Q



[Data-0023]

自治省の図書館利用恐怖構想

「カード」で読書内容も
捜査当局に筒抜け?」

神戸での小学生殺害事件では、さまざまなプライバシー問題が浮き彫りにされた。

新潮社の写真週刊誌『フォーカス』が、容疑者である中学生の顔写真を掲載し、販売部数の拡大をねらつたことも、そのひとつだ。

また、捜査当局が、事件の起きた地域のレンタル・ビデオ店をまわり、ホラービデオの借出者リストの提供・照会を求めていたことも問題となった。店側の対応は、拒否と協力 の二つに分かれたようであった。

ビデオもさることながら、公立図書館などでは、かねてから、捜査当局などによる圖書の貸出記録の照会が大きな問題となっている。

古くは、六八年末に府中刑務所近くで発生した「三億円現金強奪事件」の際の捜査当局の動き。この事件で

は、東京三多摩各地の図書館に、捜査当局などから、大藪春彦の小説の愛読者や雑誌『電波科学』の借出者を知りたい旨の照会が集中した。

捜査当局は、刑事訴訟法(一九七条二項)に基づく「捜査関係事項照会書」、さらには簡裁発行の「捜査差押許可状」での利用記録の強制捜索・押収へと、「お願い」から「強制」の方向にエスカレートしてきている。これは、図書館側が「利用者のプライバシーを守る」姿勢を強めているのも原因だ。

こうした捜査当局の側面支援につながり、危険なのが、「背番号コード(住民票コード)入りのパスポート(住民基本台帳カード)」を、国内でも持ち歩かせようという自治省の構想である。なぜならば自治省は、この「パスポート」を図書館利用にも使わせようとしているからだ。

日本図書館協会の「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報保護基準」では、住民基本台帳番号等の利用禁止 をうたっている。

自治省のプライバシー^{ビデ}構想は、この基準に反する。利用記録の電子化、そして警察を含めたネットワークでの活用への途を拓くものだ。

まさに、圖書の借出恐怖の構想だ。

PIJブックレット・シリーズ No.1

出版案内

『西暦2000年、あなたを

住民票コード 住民基本台帳カード
コードとカードが監視する』

- 自治省が試案を公表した
国民総背番号制度、国民皆登録証制度とは何か？ -

頒価 1部300円（送料200円）〔100部以上のご注文の場合、送料は無料〕

自治省の「住民票コードとカード」導入のための法案が成立したら、国民総背番号制、行政・役人そして企業などが国民をデータ監視する社会が実現してしまいます。このブックレットは、自治省構想の危険性をわかりやすく解説しています。是非、ご利用ください。 ご注文はTel/Fax 03-3985-4590

PIJ新役員・相談役の顔ぶれ紹介

3月26日に開催されたPIJ評議員会で、新役員が選出されました。また同日引き続き新役員により開催されたPIJ運営委員会で、相談役が選出されました。新役員及び相談役は、4月26日に開催されたPIJ総会に報告、了承されました。

今後2年間、PIJの運営面での責務をまっとうしてもらうことになります。顔ぶれは次のとおりです。

《役員》

代表	石村耕治（朝日大学教授）	常任運営委員
副代表	辻村祥造（税理士）	（編集局長） 高橋正美（税理士）
同	岡崎 敬（弁護士）	白石 孝（荒川区職組役員）
同	加藤政也（司法書士）	勝又和彦（税理士）
常任運営委員		加藤 弘（税理士）
（事務局長）	益子良一（税理士）	
（事務局次長）	我妻憲利（税理士）	《相談役》 河村たかし（衆議院議員）
（同）	平野信吾（税理士）	小池幸造（税理士）

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

1997.07発行 CNNニュース No.11

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュース（年4回刊）をお送りします。
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
（ともに年間購読料3,000円含む）

NetWorkのつばやき

- ・自治省が住民基本台帳法改正試案（別名国民総背番号法試案）を公表した。
- ・内容は、「最終報告」よりも大きく後退した、欠陥試案
- ・「研究会」や「懇談会」が役立たずのしるものであることが明確に。 (T)